

平成 28 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 直 人  
(コード：8462 JASDAQ スタンダード)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 赤 松 典 昭  
(TEL：075-257-2511)

**第三者割当により発行される第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行及び  
新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 9 月 8 日開催の取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー※。以下「本契約」という)を EVO FUND との間で締結すること(以下本新株予約権発行と本契約締結を総称して「本件」という)を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。本資金調達は、今後の成長戦略の1つの柱となるM&Aを推進するための資金を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 9 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	1,775,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 30,175,000 円(第8回新株予約権 1 個当たり 17 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,775,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	2,970,475,000 円(注)
(6) 行 使 価 額	当初行使価額：1,668 円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日(当日を含む。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」という)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が、①下記2.(1)②記載の上限行使価額(ターゲット価格)を上回る場合は上限行使価額(ターゲット価格)とし、②下記2.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

	<p>上記にかかわらず、いずれかの修正日において基準行使価額が下記2.(1)②記載の上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合  (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合  (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	EVO FUNDに対する第三者割当ての方法による。
(8) その他	<p>当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記2.(1)①に記載する行使コミット条項等を規定する本契約を締結します。</p> <p>本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(1,775,000株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日以降、原則として51価格算定日以内に、割当予定先が必ず全株式を購入する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として26価格算定日以内に、710,000株相当分以上の本新株予約権の行使をすることを(部分コミット)約しております。前者の「全部コミット」と後者の「部分コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

また本新株予約権において2,779円というターゲット価格(上限行使価額)を定め、各修正後の行使価額(なお、修正後の各行使価額は、各修正日に先立つ連続する5価格算定日の、各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出されます)と比較して発行されることとなります。

	第8回新株予約権
発行数	1,775,000個
発行価額の総額	30,175,000円
行使価額の総額	2,960,700,000円
期間	最長4.5ヶ月
修正回数(原則)	通算で10回(予定) (5価格算定日毎に修正、計10回)
ターゲット価格 (上限行使価額)	2,779円
行使価額	VWAPの90%
全部コミット	51価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
部分コミット	26価格算定日以内における本新株予約権の

	発行数の40%以上の行使を原則コミット
下限行使価額	927円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

本件の目的は、事業領域の拡大、収益基盤の強化及び既存事業への貢献を目指したM&Aを含む投資を強化することにあります。

当社は平成27年5月、新設を計画しているファンドへの自己出資持分の確保を目的として第7回新株予約権を発行し、その全てが行使されたことにより、計700百万円を調達いたしました。平成28年3月に開示いたしましたとおり、ファンド設立計画の遅れからその一部をファンド設立推進のための投資に充当することといたしました。ベンチャーキャピタルである以上、単体の売上構成においては、投資事業組合等管理収入が最も重要な位置を占めるものであり、ファンドの運用総額を維持し、投資事業組合等管理収入により固定的経費を賄う状態であることは、最も重要な経営指標であります。しかしながら、計画したファンド新設が遅延したことにより、平成28年1月以降このバランスが崩れた状況に至っており、前述した投資を有効に活用し、可能な限り早期に均衡を取り戻すべく活動しております。なお、平成29年3月期に入り、京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合、ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合、こうべしんきんステップアップ投資事業有限責任組合の3ファンドを設立しております。

上述のとおり予断を許さない経営状態にある一方で、平成28年3月期は、ファンドの新設遅延がありながら投資先企業の上場等によりキャピタルゲイン及び成功報酬を計上したことで、10期ぶりの営業黒字を計上いたしました。平成29年3月期においても同様の事態が生じる可能性はありますものの、仮に投資先企業の回収により十分なリターンが得られず、かつファンドの新設も果たせない場合、営業赤字に逆戻りする恐れがあります。それぞれ十分に可能性があるとは言え、不確実性が高い限られた施策に因って立ち続けることは、将来的な企業価値を損ねるものとの認識に至りました。

上記を踏まえ、当社は平成28年1月の社長交代を機に、従来のベンチャーキャピタル業務の枠に収まらない事業展開を志向し、「100年継続企業を創る」というミッションを新たに掲げました。これまでもベンチャーキャピタル事業に付随する収益獲得を謳ってはおりますが、これらはあくまでベンチャーキャピタル事業の損益の凹凸を埋めるための手段であり、収益の柱にすべく取り組んだものではありません。今回は、当社の事業そのものを、ベンチャーを介した資金運用・成長支援事業としてのベンチャーキャピタルから、事業やコミュニティが100年継続する、すなわちSustainability=持続可能性を持たせるためのエクイティサービスに転換するものであります。当該方針は、平成28年5月12日に開示いたしました平成28年3月期決算短信添付資料「2.経営方針」において、業務提携、M&Aを通じて事業ポートフォリオの再構築に着手し、強固なビジネスモデルを構築すべく取り組むとして記載したとおりであり、自社及び外部リソースを活用して提携及びM&Aの対象となる候補先のリストアップを進め、相互連携による企業価値向上施策の検討を進めてまいりました。その中で具体化したものについて、手元資金により対応可能であったP2Binvestor Inc.、Community Funded Enterprises Inc.への出資についてはそれぞれ既にお知らせしたとおり実行しており、その他候補先経営者との間で相互連携のイメージを協議している先や資本参加に対する感触を確認している先、外部関係者を通じて売却案件の持ち込みがあった先や交渉の前段階で株主の売却意向の確認といった実現可能性の調査を進めている先はございますが、より大規模な投資を伴う事案を具体化するには、当社側の説得力を担保する資金の存在が必要不可欠であることから、資金調達を目的として本件の決議に至ったものであります。

本新株予約権の発行及び行使を通じた資金調達については、調達した資金の大半をM&A資金として充当する予定であります。投資対象となるのは、上場・未上場を問わず、事業の断絶を防ぎ円滑な継承を支援する事業承継、地域社会の課題を事業を通じて解決するCSV(Creating Shared Value)ソリューションの提供、クラウドファンディングやソーシャルレンディングといった新たなスキームを通じた金融機能等、ベンチャー

キャピタルに限らないエクイティサービスの分野において実績と成長可能性を有する事業会社であり、当社が有する地方における自治体、金融機関、中小・ベンチャー企業とのネットワーク、コーポレートベンチャーキャピタルファンドの運営等を通じた大手事業会社とのネットワーク、創業来 18 年間にわたり蓄積したエクイティファイナンス、ファンド管理、企業支援に関する知見といったリソースとのシナジーが期待できる、商品開発や PR、マーケティング機能を有する先、資産家や事業オーナーとのネットワークを有する先、金融商品取引業に関する資格や知見を有する先、フィンテック市場に展開するための機能や商流を有する先等であり、相互に機能を補完しながら、それぞれが独立採算で事業を運営し、当社グループの連結損益に貢献する事業を対象として想定しております。なお、買収資金確保という資金使途との関係で、現時点で具体的な買収対象企業が決まっている事実はありませんが、上述のとおり買収検討に先立った意見交換等を実施する中で、資金確保のないままでは説得力に欠け議論の深まりに限界があること、対象が具体化した後に必要な資金を調達しては、スピーディーな意思決定ができず買収の時期を逸し、買収の不確実性が増すことにもつながりますので、予め買収のための資金を確保することが必要であると考えております。

本件により既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が起こることとなりますが、M&Aを主とした今後の投資により事業領域が拡大することで、収益水準を大きく変動させていた市場環境の影響が相対的に弱まり、収益基盤が安定する他、事業間のシナジーを発揮することができれば、当社グループ全体の利益拡大が期待でき、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

## 【資金調達方法の概要及び選択理由】

### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

#### ① 行使コミット条項

##### <コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その51価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その26価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「部分コミット期限」といいます。)までの期間(以下「部分コミット期間」といいます。)に、710,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。

かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成28年12月8日(本新株予約権の発行日の51価格算定日目の日)であり、部分コミット期限は平成28年11月1日(本新株予約権の発行日の26価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は後ろ倒しされることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。部分コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、部分コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び部分コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生

じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

#### <コミット条項の消滅>

部分コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う部分コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。

また、全部コミット及び部分コミットに係る割当予定先の義務は、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらの義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

#### ② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、①当社株価が日中においても変動が激しいため、取引所立会内における売買状況を反映するVWAPを利用し、②かかる当社株価の性質と本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が、①上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)が修正後の行使価額となり、②下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,779円とし、「下限行使価額」は当初927円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が3,706円(以下「上限撤回価額」という)を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出される基準行使価額となります(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります)。当該上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

#### (2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、以下の「(3)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画に必要と見込まれる資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

#### (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

##### [メリット]

##### ① 短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式1,775,000株)は、原則として平成28年12月8日までに全部行使(全部コミット)されます。

##### ② 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成28年11月1日までに、本新株予約権の40%(対象となる普通株式710,000株)の行使もコミット(部分コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。

##### ③ 割当予定先に株価下落インセンティブがない

6. 割当予定先の選定理由等(5)株券貸借に関する契約記載のとおり、株券の貸借なしで①②記載の行使コミットを設定し、かつ上限行使価額及び下限行使価額を定めており、割当予定先にとって株価下落局面より上昇局面の方が望ましい設計になっております。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,775,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

⑤ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,775,000株について、2,779円という上限行使価額(ターゲット価格)を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

当社が新株を発行する場合、株式発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、当社に資金調達ニーズが生じ、新株式の発行による資金調達の準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価上昇時の資金調達額の限界

上限行使価額(ターゲット価格)が2,779円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額はターゲット価格による調達額が上限となります。但し、上限撤回価額3,706円を超える場合にはその限りではありません。

③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

④ 割当先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

[他の資金調達方法との比較]

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般

的に1～2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が見つかっておらず、仮に見つかったとしても新株式の割当先が相当程度の議決権を保有するため当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。また、新株式の第三者割当増資のみによっては、資金調達の額が限定的となり、当社の将来的な資金需要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達方法の選択肢を整備する必要があると判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

④ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか本新株予約権以上に不透明であり、割当先が一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	2,990,875千円
	本新株予約権の払込金額の総額	30,175千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,960,700千円
②	発行諸費用の概算額	20,400千円 (内訳)

	登記費用 10,590千円 価額算定及び調査費用2,681千円 届出書作成費用等 7,128千円
③ 差引手取概算額	2,970,475千円

(注)本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

## (2)調達する資金の具体的な使途

### <本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① M&A	2,016	平成28年9月～ 平成29年3月
② 海外事業への投資	500	平成28年9月～ 平成29年3月
③ 借入金の返済	454	平成28年12月

(注)本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があります。また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、資金使途の重要性という点からは①M&Aが優先されるものの、検討の進捗状況次第では、M&Aに充当する資金が不足した場合は借入金による追加調達の可能性があること等を考慮し、金額が確定しており支払利息の抑制という点で損益インパクトが即時に生まれる③借入金の返済を優先する可能性があります。

#### ①M&A:2,016百万円

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社はM&Aを含めた事業提携を成長戦略の柱として掲げております。当社はこれまでにファンドからの投資、子会社設立を除き、事業会社にマジョリティ出資(出資比率が当該会社の発行済株式数の50%を超える投資)した実績はございませんが、広義のプライベートエクイティ投資における豊富な実績を有し、案件の具体化に合わせて専門的知見を有する人材を確保し得ることから、M&A推進に多大な懸念はなく、ベンチャーキャピタル事業との親和性を有しながらも単体の収益力を有する事業を買収することで、双方の成長を促進し、当社グループ全体の企業価値向上を目指すものであります。対象として想定している分野は以下4分野であります(a. ファンド組成につながるネットワークを有する先 b. 投資先の企業価値向上を支援するコンテンツ、機能を有する先 c. 地方創生に係るソリューションとなるコンテンツ、機能を有する先 d. フィンテック分野に展開し得るリソースを有する先)。上述のとおりM&Aを通じた収益の取り込みを喫緊の課題として掲げていることから、新株予約権の行使完了を待たずに案件の具体化を進め、可能な限り早期のクロージングを目指します。

なお、本号記載の資金使途に充当する金額は、具体的な買収企業が決まっていない現状はあるものの、特定候補先の買収を念頭に、未上場企業については直近のファイナンス履歴から算定した子会社化のための必要投資額、上場企業については直近の時価総額の51%として算定した金額に、上記専門人材を採用した場合に要する人件費の3年分を加えて算定したものであります。買収の詳細が具体的に決定しましたら、速

やかに開示いたします。また、平成 29 年 3 月までに適当な事案がクローリングできなかった場合、買収交渉を継続並びに買収候補を探し続けるか、又は他の投資に充当するかについては、その時点での事業環境や戦略の進捗状況等を踏まえて総合的に判断して決定し、開示いたします。

#### ②海外事業への投資:500 百万円

米国事業を統括する現地子会社の設立資金、投資資金、運営費用 500 万米ドル(約 500 百万円)に充当いたします。まずは本日開催の取締役会において買収を決議しております、米国コロラド州フォートコリンズにおける現地子会社の取得資金及び運営費用に 60 万米ドルを充当する他、投資資金については、当社が本件に先行して平成 28 年 6 月に手元資金にて出資済みの P2Binvestor Inc. (本社:米国コロラド州デンバー、CEO: Krista Morgan) 持分 100 万米ドル(出資比率 5.2%)、及び平成 28 年 8 月に出資した Community Funded Enterprises Inc. (本社:米国コロラド州フォートコリンズ、CEO:McCabe Callahan) の持分 40 万米ドル(出資比率 5.5%) の買い取り(平成 28 年 10 月を目途)、提携先である Rockies Venture Club(本社:米国コロラド州デンバー、Managing Director: Peter Adams) と共同で設立を計画している Rockies Venture Fund を始めとした現地でのファンド設立に際しての G P 出資に平成 28 年から平成 29 年にかけて 250 万米ドル、並びに米国コロラド州にて複数展開するシェアオフィスの Thrive Workplace(Thrive Workplace Solutions LLC(本社:米国コロラド州デンバー、CEO:Charlie Johnson) が運営) と連携のうえ平成 29 年 3 月を目途にフォートコリンズ市にて設立を計画しているシェアオフィスの出店費用に 50 万米ドルを、それぞれ充当する計画です。上記各社の事業内容は、以下のとおりです。

P2Binvestor Inc.	ソーシャルレンディングサービスの提供
Community Funded Enterprises Inc.	クラウドファンディングプラットフォームの提供
Rockies Venture Club	エンジェルネットワークの運営
Thrive Workplace Solutions LLC	シェアオフィスの運営

#### ③借入金の返済:454 百万円

当社は現在基礎的な収支バランスが崩れた状態にあり、営業キャッシュフローにて財務キャッシュフローを賄えていないため、本件調達完了する平成 28 年 12 月を目途に調達額の一部から銀行借入の全額を繰り上げて返済するものであります。また、これにより支払利息の負担が軽減する他、上記①に記載した M & A に投じる資金が不足した場合において、借入金により補填する余地が生じる可能性があります。

以上の施策を目的に、当社は平成 28 年 9 月 8 日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行預金で保管する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、M&A及び海外事業への投資に充当することで、当社の既存事業の強化と収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については合理性があるものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(トラスティーズ・アドバイザーズ株式会社、代表者:寺田 芳彦、住所:東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー 25 階)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、割引率について一定の前提を置き、割当予定先が取引コストを勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び部分コミットを完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ 13.6 円～21.1 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を 17 円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、平成 28 年 9 月 7 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し 10% 下回る額としました。

本新株予約権の発行価格の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 1,775,000 株(議決権数 17,750 個)は、平成 28 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 7,104,600 株及び議決権数 71,024 個を分母とする希薄化率は 24.98%(議決権ベースの希薄化率は 24.99%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を M&A、海外事業への投資及び借入金の返済に充当する予定であり、投資対象相互及び既存事業間のシナジーを実現することで、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 771,297 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 1,775,000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 51 価格算定日で行使売却とした場合の 1 価格算定日当たりの株数は 34,803 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の 4.5%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

①	名	称	EVO FUND(エボ ファンド)	
②	所	在	地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin

	Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2006年(平成18年)12月	
⑥ 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約72.6百万米ドル	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑩ 事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕	
⑪ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、平成28年7月31日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先である EVO FUND 及びそのアレンジャーである EVOLUTION JAPAN 証券と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨を間接的に確認し、EVO FUND、その100%出資者である EVO Feeder Fund、及びその100%出資者の Evolution Capital Investments LLC、そして、割当予定先の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、当社反社・反市場チェックルールに基づき日経テレコン21及びインターネット検索サイトを利用し、商号、氏名及び所在地についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検出されませんでした。また、割当予定先が海外法人であることを考慮し、現地メディア及びインターネット情報に関する調査、民事訴訟及び刑事事件履歴の確認、並びに風評調査を、企業調査、信用調査を始めとする総合調査を専門とする第三者調査機関である株式会社ディー・クエスト（住所：東京都千代田区神田駿河台3-4龍名館本店ビル12階 代表取締役：脇山 太介）に依頼し、割当予定先の健全性が疑われる事実がない旨の報告書を受領いたしました。なお、割当予定先からは反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。以上から、当社としては現時点において、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2)割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり中期計画上の投資に充当するための資金調達を検討するにあたり、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討いたしました。株価が大きく変動する中で資金調達を実施するに際して、割当先の条件としては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当先となり得る投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

当社と割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION FINANCIAL グループの EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン）からは、平成28年4月に最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、

前述のメリット・デメリットを勘案の上、当該手法を用いた資金調達を行うには、EVOLUTION FINANCIAL グループである割当予定先を選定するのが最善であると判断いたしました。

割当予定先は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 有光 素生)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け、主としてアジア株を中心に運用を行うファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10, PMB #328 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。なお、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注)本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。また割当予定先であるEVO FUNDは、本件に関する関係諸規制・規則を遵守する旨、EVOLUTION JAPAN 証券を通じて確認しております。

### (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本契約において、下記の内容について定めます。

①当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。

②割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

③割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

### (4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による平成28年7月31日時点の預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

### (5)株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

#### 7. 大株主及び持株比率

募集前(平成 28 年 3 月 31 日現在)	
(株)カネカ	15.51%
MLI STOCK LOAN	1.69%
マネックス証券(株)	1.02%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1.00%
今庄 啓二	0.97%
日本証券金融(株)	0.92%
楽天証券(株)	0.84%
太田 和宏	0.82%
(株)S B I 証券	0.80%
大下 悟	0.79%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てて算出しております。  
 2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 28 年 3 月 31 日時点の株主名簿を基準としております。  
 3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。

#### 8. 今後の見通し

当社は、その事業特性から株式市場の影響を強く受け、また投資損失引当金繰入額・強制評価損等が業績に与える影響が大きいため、業績予想を合理的に行うことは困難であり、業績予想は行っておりません。本新株予約権による資金調達が平成 29 年 3 月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績(連結)

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
売上高	505 百万円	835 百万円	1,055 百万円
営業利益又は営業損失(△)	△335 百万円	△886 百万円	81 百万円
経常利益又は経常損失(△)	△360 百万円	△911 百万円	61 百万円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△94 百万円	△190 百万円	△25 百万円
1 株当たり当期純損失(△)	△15.39 円	△30.89 円	△3.92 円
1 株当たり配当金	— 円	— 円	— 円
1 株当たり純資産	32.36 円	17.26 円	110.02 円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 28 年 6 月 30 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	7,104,600 株	100.0%
現時点の行使価額における潜在株式数	28,200 株	0.4%

(注)．上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

### (3)最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	107 円	117 円	531 円
高 値	265 円	1,549 円	3,635 円
安 値	96 円	114 円	369 円
終 値	118 円	516 円	1,560 円

(注)平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、各事業年度の期首に同株式分割が行われたものと仮定し小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

#### ② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,470 円	1,550 円	1,893 円	2,222 円	2,027 円	1,928 円
高 値	1,740 円	2,485 円	2,825 円	2,300 円	2,377 円	2,369 円
安 値	1,390 円	1,277 円	1,876 円	1,401 円	1,773 円	1,925 円
終 値	1,560 円	1,928 円	2,224 円	2,077 円	1,968 円	1,993 円

#### ③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年9月7日
始 値	1,840 円
高 値	1,884 円
安 値	1,835 円
終 値	1,853 円

### (4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### 第三者割当による第7回新株予約権

発 行 期 日	平成27年5月11日
調 達 資 金 の 額	691,696,000 円(差引手取概算額)
行 使 価 額	830 円
募集時における発行済株式数	6,262,200 株
当該募集による発行株式数	840,000 株
募集後における発行済株式総数	7,102,200 株
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
現時点における行使状況	840,000 株全て行使済



株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,668 円とする(以下、「当初行使価額」という。))。

#### 10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 23 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日)(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 前項の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が 3,706 円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。
- (3) 「上限行使価額」は、当初 2,779 円、「下限行使価額」は、当初 927 円とする。上限行使価額、上限撤回価額および下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それ

それぞれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けて終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間  
平成28年9月26日(当日を含む。)から平成29年1月11日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第23項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由  
本新株予約権に取得事由は存在しない。
15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関におけ

